

電気自動車（EV）・V2Hシステムを導入する方に

東海村クリーンエネルギー自動車 普及促進補助金



電気自動車（EV）

▼対象者 ①村内に住所を有する方

すべての要件に
あてはまること

②過去4年間に於いてこの補助金の交付を受けていない方（同一世帯の方を含む。）
※村税の滞納がない方に限ります。

▼車両の要件

すべての要件にあてはまること

- ①電気のみを燃料とする4輪自動車であること。 ※PHVは対象外
- ②国の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）」の対象車両であること。
- ③初度登録車両（新車）であること。 ※令和5年4月以降の登録車両 ※中古車は対象外
- ④改造車でないこと。
- ⑤車検証に記載の「使用の本拠の位置」が村内であること。
- ⑥自家用であること。
- ⑦申請者、車両所有者、車両使用者が同一であること。（ローンやリースの場合は別で可）
- ⑧リースの場合は、初度登録後3年以上の期間がある契約であること。



対象車両の確認はコチラ
(次世代自動車振興センター)

▼補助金額 **10万円/台** ※申請は1台のみとなります。

▼申請期間 **車両の導入後6カ月以内**（車検証記載の初度登録年月/初度検査年月から6カ月）

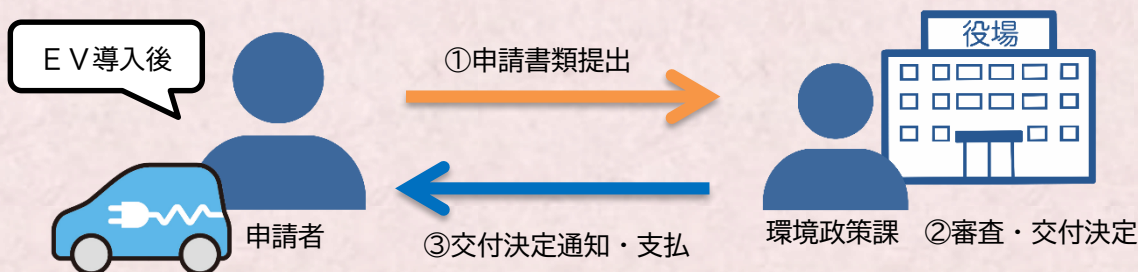
例：令和5年7月登録の場合 → 令和6年1月末日まで申請可

※登録月の翌月を1月目とします。

▼申請方法 以下書類を揃えて申請してください。

- ①東海村クリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付申請書
- ②車両の購入またはリース契約の締結が確認できる書類の写し
- ③自動車検査証の写し（電子車検証の場合、自動車検査証記録事項の写しも含め）
- ④申請者の納税証明書
- ⑤振込口座の記入用紙
- ⑥申請手続を代理の方に委任する場合は、事務代行届

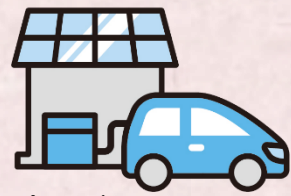
▼申請から補助金支払いまでの流れ



- ・年度予算の上限に達した場合には申請の受付を終了します。
- ・受付は原則として先着順となります。ただし、予算上限に達した日に複数の申請があった場合は、抽選により受付者を決定します。
- ・本補助金の交付を受けた場合、EVは交付決定日から4年間、V2Hは交付決定日から5年間に於いて処分の制限がかかります。売却等をする場合は処分申請が必要となります。
- ・補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当すると認めるときは、決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また補助金の交付後の場合は、補助金の返還を求めます。
 - (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付要綱に定める事項に違反したとき。
 - (3) その他補助金の使途が不適当と認められるとき。

【個人向け】

V2H（ビークルトゥホーム）システム



▼対象者

- ①村内に住所を有するか、村内に住宅を取得し申請する年度内に転居・転入する予定の方
- ②過去5年間に於いてこの補助金の交付を受けていない方（同一世帯の方を含む。）
※村税の滞納がない方に限ります。

すべての要件にあてはまること

▼設備の要件

すべての要件にあてはまること

- ①EV等から電力の取り出しとEV等に充電する設備であること。
- ②国の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）」の対象設備であること。
- ③村内の戸建て住宅に設置される設備であること。
- ④未使用品であること。
- ⑤リースの場合は、設置後5年以上の期間がある契約であること。



対象設備の確認はコチラ
(次世代自動車振興センター)

▼補助金額 **1.0万円/台** ※申請は1台のみとなります。

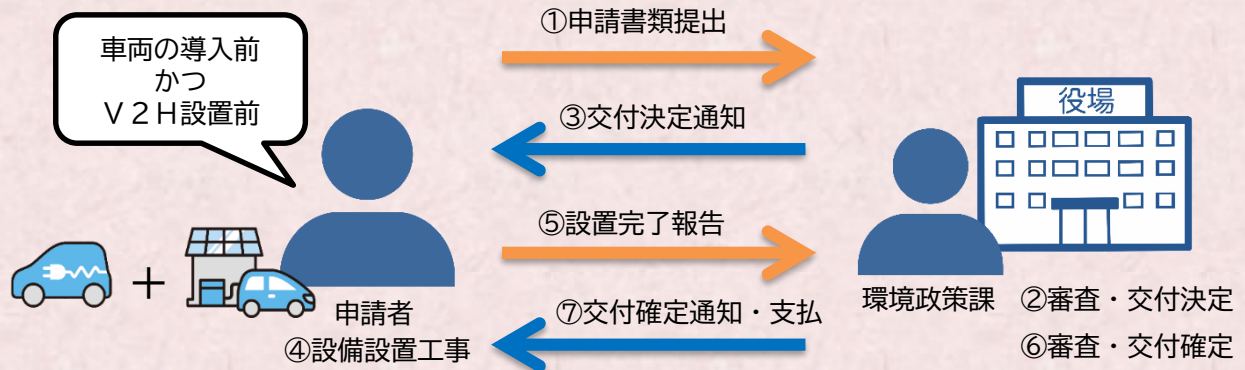
▼申請期間 **設備の設置前** ※設置後に申請することはできません。

▼申請方法

以下書類を揃えて申請してください。

- ①東海村クリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付申請書
- ②設備の設置費用が確認できる書類（見積書）の写し
- ③設備を設置する箇所の図面及び設置前写真
- ④設備のメーカー名、製品名、仕様等が確認できる書類
- ⑤設備を設置する住宅の所有者が申請者と異なる場合は、所有者の承諾書
- ⑥申請者の納税証明書
- ⑦申請手続を代理の方に委任する場合は、事務代行届

▼申請から補助金支払いまでの流れ



※設置予定を変更する場合は、変更申請書の提出が必要になることがありますので、必ずご連絡ください。
※完了報告は、必ず年度内（3月31日まで）に提出する必要があります。

EVとV2Hを合わせて申請する場合

▼補助金額 **3.0万円/組** ※申請は1組のみとなります。

▼申請時期 **車両の導入前 かつ 設備の設置前** ※導入・設置後に申請することはできません。

▼申請方法 車両にかかる添付書類が変更になります。
・車両の導入費用が確認できる書類（見積書）の写し ※車検証の写しは完了報告に添付

▼申請から補助金支払いまでの流れ 上記V2Hの流れと同様になります。